

広島県告示第二百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県安芸高田市美土里町本郷、同市美土里町横田、同市美土里町北、同市美土里町生田、同市美土里町桑田及び同市高宮町川根地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
中北（二二） 八七―（一）	急傾斜地の崩壊	中北（二二） 八七―（一）
中北（二二） 八七―（一）	急傾斜地の崩壊	中北（二二） 八七―（一）
内山（二二） 八九―（一）	急傾斜地の崩壊	内山（二二） 八九―（一）
内山（二二） 八九―（一）	急傾斜地の崩壊	内山（二二） 八九―（一）
日南（二二） 九〇―（一）	急傾斜地の崩壊	日南（二二） 九〇―（一）
日南（二二） 九〇―（一）	急傾斜地の崩壊	日南（二二） 九〇―（一）
日南（二二） 九〇―（一）	急傾斜地の崩壊	日南（二二） 九〇―（一）
日南（二二） 九〇―（一）	急傾斜地の崩壊	日南（二二） 九〇―（一）
日南（二二） 九〇―（一）	急傾斜地の崩壊	日南（二二） 九〇―（一）
馬之谷（二二） 一九一―（一）	急傾斜地の崩壊	馬之谷（二二） 一九一―（一）
馬之谷（二二） 一九一―（一）	急傾斜地の崩壊	馬之谷（二二） 一九一―（一）
馬之谷（二二） 一九一―（一）	急傾斜地の崩壊	馬之谷（二二） 一九一―（一）
馬之谷（二二） 一九一―（一）	急傾斜地の崩壊	馬之谷（二二） 一九一―（一）
馬之谷（二二） 一九一―（一）	急傾斜地の崩壊	馬之谷（二二） 一九一―（一）
栃木（二二） 九四―（一）	急傾斜地の崩壊	栃木（二二） 九四―（一）
栃木（二二） 九四―（一）	急傾斜地の崩壊	栃木（二二） 九四―（一）
栃木（二二） 九四―（一）	急傾斜地の崩壊	栃木（二二） 九四―（一）
栃木（二二） 九四―（一）	急傾斜地の崩壊	栃木（二二） 九四―（一）
栃木（二二） 九四―（一）	急傾斜地の崩壊	栃木（二二） 九四―（一）
区域の表示	区域の表示	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項

高浜(一〇 七一―一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	高浜(一〇 七一―一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
高浜(一〇 七一―一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	高浜(一〇 七一―一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
高浜(一〇 七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	高浜(一〇 七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下音地(六 二二九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下音地(六 二二九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
石丸(六二 二八―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	石丸(六二 二八―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
石丸(六二 二八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	石丸(六二 二八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下叶口(六 二二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下叶口(六 二二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下叶口(六 二二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下叶口(六 二二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中北日南(六 二二六― 四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中北日南(六 二二六― 四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中北日南(六 二二六― 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中北日南(六 二二六― 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中北日南(六 二二六― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中北日南(六 二二六― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中北日南(六 二二六一 ―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中北日南(六 二二六一 ―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中北日南(六 二二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中北日南(六 二二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
岩倉(六二 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	岩倉(六二 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
助夷(五一 〇三一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	助夷(五一 〇三一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
助夷(五一 〇三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	助夷(五一 〇三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
矢賀(二二 九八―九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	矢賀(二二 九八―九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

山田(五六 五四)	土石流	次の図のとおり	山田(五六 五四)	土石流	次の図のとおり
山田(五六 五四隣a)	土石流	次の図のとおり	山田(五六 五四隣a)	土石流	次の図のとおり
山田(五六 五四隣b)	土石流	次の図のとおり	山田(五六 五四隣b)	土石流	次の図のとおり
畠田迫(五 六五五)	土石流	次の図のとおり	畠田迫(五 六五五)	土石流	次の図のとおり
畠田迫(五 六五五隣a)	土石流	次の図のとおり	畠田迫(五 六五五隣a)	土石流	次の図のとおり
畠田迫(五 六五五隣b)	土石流	次の図のとおり	畠田迫(五 六五五隣b)	土石流	次の図のとおり
栃原(五六 七三)	土石流	次の図のとおり	栃原(五六 七三)	土石流	次の図のとおり
大所(五六 八三)	土石流	次の図のとおり	大所(五六 八三)	土石流	次の図のとおり
犬伏(五六 八四隣a)	土石流	次の図のとおり	犬伏(五六 八四隣a)	土石流	次の図のとおり
犬伏(五六 八四隣b)	土石流	次の図のとおり	犬伏(五六 八四隣b)	土石流	次の図のとおり
犬伏(五六 八四隣c)	土石流	次の図のとおり	犬伏(五六 八四隣c)	土石流	次の図のとおり
犬伏(五六 八四隣d)	土石流	次の図のとおり	犬伏(五六 八四隣d)	土石流	次の図のとおり
小谷(七〇 二〇)	土石流	次の図のとおり	小谷(七〇 二〇)	土石流	次の図のとおり
小谷(七〇 二〇隣a)	土石流	次の図のとおり	小谷(七〇 二〇隣a)	土石流	次の図のとおり
小谷(七〇 二〇隣b)	土石流	次の図のとおり	小谷(七〇 二〇隣b)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。